

10-4 法人の事業の規模等－社会福祉事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

法人の設置する施設の名称	施設の種類	収容定員	㊤ 実際の収容人員	㊤のうち措置委託又は保育の実施による人員	措置委託又は保育の実施によらない者から徴収する利用料金及びその決定方法
		名	名	名	
(注) 措置委託又は保育の実施の対象となる施設が措置委託又は保育の実施による者を収容していない場合又は措置委託又は保育の実施による者のほか措置委託又は保育の実施によらない者も収容している場合には、その理由書を添付します。					

第14表

医療事業を行う法人
社会福祉事業を行う法人
用

10-5 法人の事業の規模等－医療事業を行う法人

(1) 入院患者の収容人員等

(令和 年 月 日現在)

区分	科	科	科	科	科	科	科	
収容定員	名	名	名	名	名	名	名	
実際の収容人員	名	名	名	名	名	名	名	
救急病院又は救急診療所の告示	告示年月日 〔 . . 〕・告示なし		入院患者用 ベッド総数	台	左のうち 差額ベッド の数	台	差額ベッド 1台当たりの 差額料金	最高 円
		最低 円						
診療時間	平日	通常診療	時～ 時		日曜祭日	通常診療	時～ 時・休診	
		救急診療	時～ 時			救急診療	時～ 時・休診	
医療計画への掲載又は公示	掲載又は公示されている都道府県 ()		公示・掲載年月日 〔 . . . 〕		基金の有無		有 ・ 無	

(2) 診療収入の明細 (寄附をした日の属する年の前年1年間 (個人で開業していた期間を含む。))

区分	患者数	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合	診療報酬が社会保険診療報酬と異なる基準の場合はその基準 (1点単価等)
社会保険診療	延 名	千円	千円	千円	%	
労災保険診療						
自由診療等						
合計	延 名	千円	千円	千円	100 %	

〔第 14 表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、社会福祉事業を行う法人又は医療事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
 - 2 『10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人』の「施設の種類」欄は、「保育所」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」のように、具体的に記載してください。
 - 3 『10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「(1) 入院患者の収容人員等」の「救急病院又は救急診療所の告示」欄は、寄附を受けた法人の設置する病院又は診療所が、救急病院等を定める省令第2条の規定による告示があったものである場合には、告示年月日を記載し、告示がない場合には、「告示なし」の文字を○で囲んでください。
 - (2) 「(2) 診療収入の明細」の「区分」ごとに、租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスにつき支払を受ける金額等及び患者の数を記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 措置委託又は保育の実施による受入れ人員がある場合には、その対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等
- 2 措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない者を受け入れている場合には、その理由書

10-6 法人の事業の規模等－宗教法人

(令和 年 月 日現在)

第15表

美術館等を設置運営する法人
宗教法人用

包括 法人	所在地				包括法人から みた寄附を受 けた法人の地位			
	名称							
信者の数		名			宗教事業の開始年月		年 月	
庫裏等に居住する人の状況	氏名	年齢	職業	住職等との関係	氏名	年齢	職業	住職等との関係
		歳				歳		
幼稚園の設置の有無	有 ・ 無		左において「有」に○を表示した場合 ⇨ 第11表の(1)欄及び(3)欄に記入します。					
国宝、重要文化財又は重要美術品の有無	有 ・ 無		左において「有」に○を表示した場合 ⇨ 下の10-7の表の「国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの」欄に記入します。					

10-7 法人の事業の規模等－美術館等を設置運営する法人

(令和 年 月 日現在)

館長・学芸員の氏名		博物館法の登録に関する事項				美術品の公開に関する事項			
館長		博物館法第11条の登録の有無		有 ・ 無		1年間の開館(予定)日数		開館・予定 日	
		登録「有」の場合	登録年月日	. .		1年間の入館者(予定者)数		入館者・予定者 名	
登録番号			大 人 1人当たりの 入館料金	一般展	円				
登録「無」の場合	申請中			(申請年月日) . .		特別展	円		
			申請していない。		(注) 寄附後3年間における寄附財産の展示計画の説明書を添付します。				
所有する美術品等の状況	種類	日本画	洋画	陶磁器					合計
	数量 ()内は通常展示しているもの	()点	()点	()点	()点	()点	()点	()点	()点
	上記のうち、国宝、重要文化財及び重要美術品の数	点	点	点	点	点	点	点	点
国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの	国 宝		重 要 文 化 財		重 要 美 術 品				
	名 称	指定年月日		名 称	指定年月日		名 称	認定年月日	
		
		
		

(資13-1-18-A4統一) (令5.6)

〔第 15 表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、宗教法人又は美術館等（美術館や博物館など）を設置運営する法人に寄附をした場合に使用します。

《記載要領》

この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

（注） 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

寄附を受けた法人が美術館等を設置運営する法人である場合は、次の 1 から 3 までの書類

- 1 美術館等を設置運営する法人がその設置する美術館等について博物館法第11条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し（申請中の場合は、その登録申請関係書類の写し等）
- 2 美術館等のパンフレット及び入館券（表面に「見本」と朱書したもの）（注 1）
- 3 寄附後 3 年間における事業計画書及び展示計画書（注 2）

（注） 1 法人のホームページに掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。

2 申請書第 3 表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。

10-8 法人の事業の規模等—図書館を設置運営する法人

(令和 年 月 日現在)

館長・司書等の氏名		所有する図書の種類及び数量		図書の公開等に関する事項			
		種類	数量				
館長			点	1年間の開館(予定)日数		開館・予定	
司書又は司書補				1年間の利用者(予定者)数		利用者・予定者	
		その他		入館料の有無	有・無	左で「有」の場合の入館料	大人1人当たり 円
		計	点	(注) 1年間の行事予定表を添付します。			

第16表

その他の公益目的事業を行う法人
図書館を設置運営する法人
用

10-9 法人の事業の規模等—その他の公益目的事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

(1) 事業の内容
(2) 事業の規模等
(3) 事業活動に関する参考事項

〔第 16 表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、図書館を設置運営する法人又はその他の公益目的事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
 - 2 『10-8 法人の事業の規模等—図書館を設置運営する法人』の「所有する図書の種類及び数量」欄は、例えば、哲学、歴史、社会科学、自然科学、芸術又は文学等の図書の種類で、図書の数量の多いものから順に2種類の図書について記載し、それ以外の種類の図書の数量は、「その他」欄に合計して記載してください。
 - 3 『10-9 法人の事業の規模等—その他の公益目的事業を行う法人』には、学校法人、育英事業を行う法人、助成事業を行う法人、社会福祉事業を行う法人、医療事業を行う法人、宗教法人、美術館等を設置運営する法人及び図書館を設置運営する法人以外の法人について、その事業の内容、事業の規模等及び事業活動に関する参考事項を具体的に記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附を受けた法人の事業活動の概要が分かるパンフレット等（注1）
 - 2 寄附後3年間の事業計画書（注2）
- (注) 1 法人のホームページに掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。
- 2 申請書第3表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。